

(別紙様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	倉吉市

## 倉吉市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 倉吉市生活産業部農林課  
所在地 倉吉市堺町二丁目253番地1  
電話番号 (0858) 22-8157  
FAX番号 (0858) 23-9100  
メールアドレス nourin-ka@city.kurayoshi.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ（以下「シカ」とする）・ヌートリア・カラス類（ハシブトガラス・ハシボソガラス）・タヌキ・アナグマ・アライグマ・サギ類（アオサギ・ダイサギ・コサギ）・カワウ・スズメ・ヒヨドリ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	倉吉市全域

2 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）（実績見込）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	トウモロコシ	—	—
	水稲	259	2,852
	スイカ	—	—
	大豆	—	—
	その他野菜	—	—
	合 計	259	2,852
シカ	水稲等	—	—
ヌートリア	水稲	—	—
	ブロッコリー	—	—
	キャベツ	—	—
	その他野菜	—	—
	合 計	—	—
カラス類	スイカ	—	—
	梨	53	1,766
	キャベツ等	—	—
	合 計	—	—
タヌキ・アナグマ	スイカ	—	—
	イチゴ	—	—
	合計	—	—
アライグマ	スイカ等	—	—
ヒヨドリ	ブルーベリー	—	—
サギ類	水稲等	—	—
カワウ	アユ等魚類	—	—
スズメ	水稲等	—	—

## (2) 被害の傾向

### ○イノシシ

令和元年度 732 頭、令和 2 年度は 440 頭（実績見込）捕獲された。被害作物は水稻等が農村部で主に被害を受けており、被害箇所は、倉吉市清谷など今まで被害が無かった里部にも広がり市内各地におよんでいる。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
被害額(千円)	2,602	6,144	5,500	2,938	2,852
被害面積(a)	1,204	1,034	666	363	259

### ○シカ

近年は被害の報告は受けていないが、倉吉市上灘地区、上小鴨地区、関金地区等の鳥取県東部地区と隣接する山間部を中心に令和 2 年度は 110 頭（実績見込）捕獲され年々頭数が増加している。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
被害額(千円)	—	—	—	—	—
被害面積(a)	—	—	—	—	—

### ○ヌートリア

令和 2 年度は 236 頭（実績見込）捕獲された。近年は被害の報告は受けていないが、倉吉市北面の灘手地区など現地での確認等によると、水稻等を中心に被害が確認されている。また、捕獲箇所は和田、国府、黒見の社地区や今在家、河来見の高城地区及び中河原等の小鴨地区など、市内の広範囲に及んでいる。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
被害額(千円)	—	—	—	—	—
被害面積(a)	—	—	—	—	—

### ○カラス類

令和 2 年度は 93 羽（実績見込）捕獲された。被害作物は梨等で倉吉市住吉等の上小鴨地区において多くみられていたが、近年、高城地区でも被害が増加している。

令和 2 年度には西郷地区でも被害が確認された。

年 度	H28	H29	H30	R01	R02
被害額(千円)	—	—	—	—	1,766
被害面積(a)	—	—	—	—	53

### ○タヌキ・アナグマ

令和 2 年度は、久米ヶ原においてスイカの被害が多く見られた。

### ○アライグマ

被害や目撃の報告は受けていないが、平成 25 年に琴浦町において捕獲が確認されており、また、北栄町において、個体が確認されているため、今後、スイカ等への被害発生が予想される。

### ○ヒヨドリ

令和 2 年度は、倉吉市長谷等の北谷地区において、ブルーベリーへの被害が確認されている。

### ○サギ類

高城地区、社地区等で田植え直後に水稻の踏み付け被害が多くみられるが、市内各地で確認さ

<p>れており、市内全域への被害拡大が懸念される。</p> <p>○カワウ 被害額等の数値的な把握はできていないが、アユ等の食害が発生している。</p> <p>○スズメ 被害額等の数値的な把握はできていないが、市内全域において水稻の食害が発生している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標 (上段：被害面積、a 下段：被害金額、千円)

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
イノシシ (水稻・ジャガイモ・トウモロコシ等)	259 2,852	181 1,996
ヌートリア (水稻・キャベツ・ブロッコリー)	— —	— —
カラス (トマト・スイカ・梨)	53 1,766	37 1,236

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象 被害を受け、対策が必要な者が、市・JAへ連絡し、市の補助を受けて捕獲活動を委託しているJAが猟友会に依頼し対応している。</p> <p>また、イノシシ、ヌートリア、シカ、アナグマ等については、奨励金を交付して捕獲を推進している。</p> <p>○カラス類 一斉捕獲により、捕獲数が大幅に増加し効果が上がっている。</p>	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象 狩猟免許取得者の高齢化により捕獲員が減少、あわせて捕獲時の止め刺しに従事できる者も減少しており、対応が後手に回るケースも出始めている。</p> <p>○イノシシ 山間部を中心に遊休農地が増加しイノシシの温床となっている。</p> <p>○カラス類 カラス類は対策への適応能力が高く、残さ物等カラス類を誘引するエサ場をなくす取り組みが不十分である。 糞害に対する取り組みが必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>(侵入防止柵の設置・管理)</p> <p>○被害集落又は2戸以上の被害農家が侵入防止柵を設置する場合、県の補助事業の活用により資材費を補助し整備を推進している。</p>	<p>(侵入防止柵の設置・管理)</p> <p>○集落全体の農地を囲う取組が十分でなく、防止柵の設置効果が出ていないところがある。被害が里部に広がる傾向にあり、その対策が必要となっている。</p>

## (5) 今後の取り組み方針

### ○イノシシ・シカ

里部への出没が多くなっていることから、里部での侵入防止対柵の設置を積極的に推進し、整備が進められてきたが、未整備の区域に被害が集中する恐れがあるため、未整備区域への設置を推進する。また、集落ぐるみで集団的に取組み飛び地とならないように推進する。

また、狩猟免許取の取得を推進し、人材の確保を図る。

### ○ヌートリア・アライグマ

ヌートリアについては、捕獲に従事する狩猟者が少人数であり、限られた地域でしか捕獲ができていないため、市全域での捕獲を促すとともに、捕獲に従事する狩猟者の確保に努める。

アライグマに関しては、目撃や被害などの生息情報の把握に努め、生息が確認された場合、早期に捕獲を行い地域への定着を阻止する。

### ○カラス類

梨等の廃棄やスイカ等の摘果物について、果樹園に置かないなどの除去を徹底すると共に、テグスやネット張りにより、農作物に寄せ付けない対策を徹底する。

また、一斉捕獲を市内全域で実施するとともに、日頃より猟友会に依頼し追い払い等を行う。併せてロケット花火等による追い払いを行い被害防止効果を高める。

### ○サギ類・カワウ

令和2年度、向山にサギ類の大規模コロニーが確認されており、野鳥の会等と協議を行いながら、繁殖を抑制し個体数を調整する。また、カワウにおいては、令和2年度、同じく向山でねぐら・コロニーは確認されなかったが、県、野鳥の会と連携しながら、繁殖状況の把握に努め、繁殖が確認されれば、鳥取県カワウ被害対策指針に則した対応により繁殖を抑制し個体数を調整する。

### ○タヌキ・アナグマ

被害状況に応じ、侵入防止柵の設置や箱わなによる捕獲を行う。

### ○スズメ

ロケット花火等による追い払いにより被害防止効果を高める。

### ○捕獲員の確保

広報誌、HP等により狩猟免許試験に関する情報をPRし新規捕獲従事者を確保する。

### 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥取中央農業協同組合と猟友会において業務委託をおこなっており、情報共有等の連携を密にし  
ながら、速やかに鳥取中央農業協同組合より猟友会へ捕獲要請を行い駆除捕獲を行う。

狩猟免許取得者の高齢化により捕獲員が減少すると見込まれるため、狩猟免許の新規取得経費や  
狩猟者登録に要する経費への補助を行い、人材の確保・育成を図る。

(猟友会員構成状況) (延べ人数)

銃猟従事者 36人      わな猟従事者 70人

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 3 年度	イノシシ・シカ・ カラス類・タヌ キ・アナグマ・サ ギ類・カワウ・ス ズメ・ヒヨドリ	・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
	ヌートリア・アラ イグマ	・外来生物法に基づく防除実施計画の策定準備 ・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
令和 4 年度	イノシシ・シカ・ カラス類・タヌ キ・アナグマ・サ ギ類・カワウ・ス ズメ・ヒヨドリ	・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
	ヌートリア・アラ イグマ	・外来生物法に基づく防除実施計画の策定を行い対応 ・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
令和 5 年度	イノシシ・シカ・ カラス類・タヌ キ・アナグマ・サ ギ類・カワウ・ス ズメ・ヒヨドリ	・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
	ヌートリア・アラ イグマ	・外来生物法に基づく防除実施計画の策定を行い対応 ・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○イノシシ					
過去の実績から年間 850 頭を目標とする。					
年度	H28	H29	H30	R01	R02 (実績見込)
捕獲数	722	413	677	728	440
○シカ					
過去の実績から、年間 150 頭を目標とする。					
年度	H28	H29	H30	R01	R02 (実績見込)
捕獲数	41	50	84	114	110
○ヌートリア					
過去の実績から年間 250 頭を目標とする。					
年度	H28	H29	H30	R01	R02 (実績見込)
捕獲数	31	97	148	109	236
○カラス類					
年間 400 羽を目標とする。					
年度	H28	H29	H30	R01	R02 (実績見込)
捕獲数	459	500	310	201	93
○サギ類・カワウ					
年間 400 羽とする。					
年度	H28	H29	H30	R01	R02 (実績見込)
捕獲数	321	350	403	239	216

対象鳥獣	捕獲計画数(頭・羽)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	850	850	850
シカ	150	150	150
ヌートリア	250	250	250
カラス類	400	400	400
サギ類・カワウ	400	400	400

捕獲等の取組内容

(倉吉市全域)

○イノシシ、シカ

捕獲手段：箱わな・くくりわな・銃器を基本とする。

実施予定時期：通年

○ヌートリア

捕獲手段：箱わなを基本とする。

実施予定時期：通年

○カラス類

捕獲手段：一斉捕獲（銃器）、通常の捕獲（銃器）、大型箱わな

実施予定時期：一斉捕獲は2回／年、通常の捕獲及び大型箱わなは通年

○サギ類・カワウ

捕獲手段：銃器

実施予定時期：4～7月（繁殖期の捕獲を強化）

ライフル銃における捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
権限委譲済み	



#### 4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

整備計画の設定の考え方					
地形等により電気柵とワイヤーメッシュ柵を効率よく組み合わせて最大限の効果が発揮できるように整備を推進する。 <span style="float: right;">(単位：m)</span>					
年度	対象鳥獣	H29	H30	R01	R02(実績見込)
電気柵	イノシシ	46,314	49,674	16,479	9,626
ワイヤーメッシュ柵	イノシシ	7,930	5,136	3,316	3,600

  

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 4,000m	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 4,000m	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 4,000m

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ・シカ・ヌートリア・カラス類・タヌキ・アナグマ・アライグマ・サギ類・カワウ・スズメ・ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・追い払い</li> <li>・緩衝帯の設置</li> <li>・テグス等による侵入防止</li> <li>・放任果樹等の撤去</li> </ul>
令和4年度	イノシシ・シカ・ヌートリア・カラス類・タヌキ・アナグマ・アライグマ・サギ類・カワウ・スズメ・ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・追い払い</li> <li>・緩衝帯の設置</li> <li>・テグス等による侵入防止</li> <li>・放任果樹等の撤去</li> </ul>
令和5年度	イノシシ・シカ・ヌートリア・カラス類・タヌキ・アナグマ・アライグマ・サギ類・カワウ・スズメ・ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物残さの除去</li> <li>・緩衝帯の設置</li> <li>・放任果樹等の撤去</li> </ul>

#### 5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥取中央農業協同組合	農作物の被害防除、被害状況の把握

鳥取県猟友会中部支部	鳥獣の捕獲、被害状況調査等
鳥取県農業共済組合中部支部	鳥獣による農作物被害に対する水田・畑作地域への事業実施
倉吉警察署	市民の安心安全の確保
鳥取県	アドバイザー

(2) 緊急時の連絡体制

倉吉市農林課より、鳥取県、警察署、猟友会に連絡をし市民の安全を図りつつ問題を解決する。

6 捕獲等した対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、苦痛を与えない方法で速やかに殺処分をして埋設等の方法で適切に処理する。

7 捕獲等した対象鳥獣の食品として利用等その有効な利用に関する事項

捕獲されたイノシシについて、ジビエ料理等に使用可能なものは、日本猪牧場（倉吉市服部）が牧場内の頭数、猪肉の在庫数量を考慮しながら買取り及び販売等を行う体制が整備されている。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	倉吉市有害鳥獣捕獲協議会
構成機関の名称	役 割
倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防除に関すること</li> <li>捕獲に関すること</li> <li>協議会の運営に関すること</li> </ul>
鳥取中央農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防除に関すること</li> <li>捕獲に関すること</li> <li>協議会の運営に関すること</li> </ul>
鳥取県農業共済組合中部支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣による農業被害に関すること</li> </ul>
鳥取県猟友会倉吉支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣捕獲体制に関すること</li> <li>担い手研修に関すること</li> <li>捕獲技術の研修等に関すること</li> </ul>
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田・畑作地域の事業実施に関すること</li> </ul>

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
---------	-----

鳥取県農林水産部鳥獣対策センター	・全体計画の支援に関すること
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	・全体計画の支援に関すること
鳥取県中部総合事務所農林局・ 生活環境局	・全体計画の助言に関すること
鳥取県中部総合事務所地域振興局	・ジビエに関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 9 月に倉吉市鳥獣被害対策実施隊を結成し、現在は猟友会会員（第 1 種資格者）32 人、倉吉市役所職員 11 人で活動し、鳥獣被害への迅速な対応が図れる体制を整備している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項